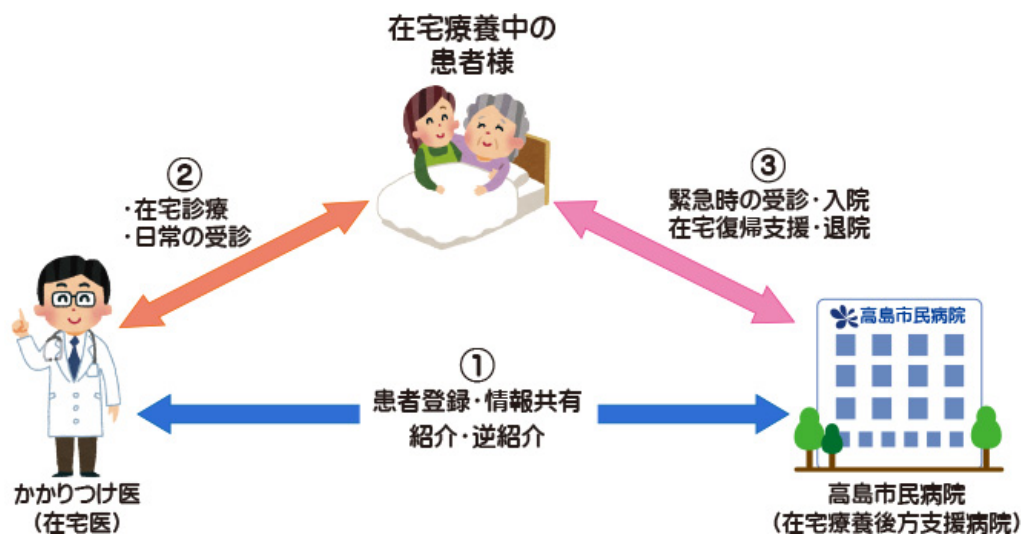


高島市民病院は

「在宅療養後方支援病院」として 地域の在宅医療を支えます

患者様が、安心して在宅での療養生活を送っていただけるよう緊急時に24時間体制にて診療し、必要があれば入院受け入れを行ないます。

「在宅療養後方支援病院」のイメージ



- ① かりつけ医が訪問診療等の在宅医療をされている患者様で、緊急時に高島市民病院に入院を希望される方があれば、患者様の同意を取り事前に登録します。高島市民病院は、かかりつけ医と定期的に情報交換を行い、登録された患者様の状態の把握と情報共有を密に行い連携強化に努めます。
- ② かかりつけ医は、日々の訪問診療において、緊急対応や精密な検査が必要と判断される場合、患者様を高島市民病院へ紹介します。
- ③ 高島市民病院は、かかりつけ医からの紹介に応じて、患者様に必要な医療を提供します。治療後は、再び在宅での医療をかかりつけ医にお願いします。万一、高島市民病院において入院治療が実施できない場合は、適切な医療機関へ紹介します。

その他ご不明な点がございましたら、かかりつけ医もしくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
高島市民病院 地域医療連携室
0740-36-0220 (代)